明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一〇）　一
〔**規　則**〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（**国家公安委**二）　一
〔**告　示**〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**内閣府**二四）　三
○食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する件（**同**二五）　三
○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定に基づく意見聴取の通知の件（**公安審査委**一）　二六
○地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程等の一部を改正する告示（**厚生労働**二一）　二七
○エックス線装置構造規格の一部を改正する件（**同**二二）　二三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**二三八）　二三
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があった件（**同**二三九）　二四
○肥料の登録が失効した件（**同**二四〇）　二四
○新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**八三）　二四
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
企業年金基金変更、司法書士名簿登録等、弁理士登録関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告　二四

府令

○内閣府令第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年二月十日

内閣総理大臣　石破　茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞の手続） **第九条の十三の二**　法第七十五条第五項（法第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（聴聞の手続） **第九条の十三の二**　法第七十五条第五項（法第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。
（聴聞の手続） **第三十条の二の二**　法第百四条の二第二項（法第百四条の二の三第七項及び法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（聴聞の手続） **第三十条の二の二**　法第百四条の二第二項（法第百四条の二の三第七項及び法第百七条の五第四項において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

附　則

この府令は、令和七年三月一日から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十八条、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十六条、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第十五項、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第八条第九項及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月十日

国家公安委員会委員長　坂井　学

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞の公示） **第百十一条**　法第四十一条第二項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（聴聞の公示） **第百十一条**　法第四十一条第二項の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運行供用制限命令に係る文書の記載事項） **第九条**　法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第九条第一項の規定による都道府県公安委員会の命令（以下この条において「運行供用制限命令」という。）の年月日 ［二～五　略］ （聴聞の手続） **第十二条**　法第十条第二項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（運行供用制限命令に係る文書の記載事項） **第九条**　法第九条第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。 一　法第九条第一項の規定による都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の命令（以下この条において「運行供用制限命令」という。）の年月日 ［二～五　同上］ （聴聞の手続） **第十二条**　法第十条第二項の規定による公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第三条　聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（聴聞の審理の公開） **第十二条**　［略］ 2　前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（聴聞の審理の公開） **第十二条**　［同上］ 2　前項の規定による公示は、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正）

第四条　ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意見の聴取の審理の公開） **第十一条**　［略］ 2　前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（意見の聴取の審理の公開） **第十一条**　［同上］ 2　前項の規定による公示は、意見の聴取を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正）

第五条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意見の聴取の審理の公開） **第十一条**　［略］ 2　前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。	（意見の聴取の審理の公開） **第十一条**　［同上］ 2　前項の規定による公示は、国家公安委員会の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。